

— シャープビジネスローン契約について(ご注意) —

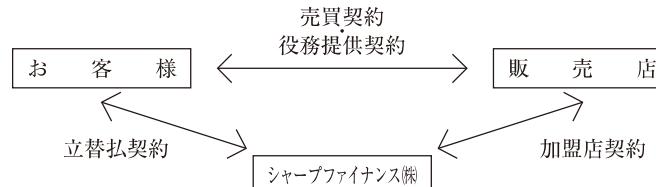
お客様へ必ずお渡しください。

申込書はよくお読みください。

- ★シャープビジネスローン契約（以下「立替払契約」といいます）の内容を明らかにした書面（以下「申込書」といいます）をよくお読みください。
- ★「申込書」の中で不明な点がありましたら、売買契約または役務提供契約については販売店に、立替払契約（お支払いに関する事項）についてはシャープファイナンス（株）に直接お問合せください。
- ★「本書面」と「申込書」は大切に保管しておいてください。

シャープビジネスローン契約のしくみ

- ★シャープビジネスローン契約は、下記の立替払方式となります。



- ★お客様が、立替払契約を利用して商品等の購入をされるときは、まず、販売店が、お客様に代わってお客様の立替払契約申込みをシャープファイナンス（株）に取次ぎ、シャープファイナンス（株）はお客様の審査をさせていただきます。
- ★シャープファイナンス（株）はお客様の当該申込みを承諾したときに、お客様に対する商品の引渡しは販売店より行われ、お客様のお買い上げ等の代金は、シャープファイナンス（株）がお客様に代わって販売店に立替払いたします。
- ★お客様は、購入代金等に手数料を加えた額を分割してシャープファイナンス（株）にお支払いいただくことになります。
- ★つまり、上の図のように、お客様は、販売店と売買契約を結ぶだけでなく、シャープファイナンス（株）と立替払契約を結ぶことになります。

ご注意

1. お支払い先は、シャープファイナンス（株）です。販売店にお支払いをされても有効なお支払いにはなりません。また、お支払いの一括精算など立替払契約に関する事項については、直接、シャープファイナンス（株）にお問合せください。
2. 契約はあなた自身のものです。どんなに親しい人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。この場合でもお客様に支払の責任があります。
3. 商品を返品する場合や売買契約等を解除したり、取消しするときは、シャープファイナンス（株）にもご連絡ください。
4. ご住所を変更される場合は、事前にシャープファイナンス（株）へご連絡ください。
5. 立替払契約は、特定商取引法・割賦販売法の適用は受けません。

購入した商品等に問題があるときは……

- ★納品された商品等は、すみやかに点検してください。
- ★次のような場合は、販売店へご連絡の上、交渉してください。
 - 商品等が引渡されていないとき。
 - 商品等に欠陥（瑕疵）があつて修理や交換を必要とするとき。
 - 商品等が見本・カタログ等と違うとき。
 - 商品等の販売条件である役務が提供されていないとき。
 - その他商品等や売買契約等について問題があったとき。

契約期間内に一括精算がされる場合

- ★お客様は、支払期間中に一括して支払うことができます。この場合、分割払手数料から一定費用率により算出した契約手数料に要した費用を控除した額のうち、残支払月数に相当する分割払手数料を78分法（返還率）により算出し返還します。

《計算事例》均等支払48回で契約し12回支払った後（残支払月数36）に一括して支払った場合

$$\frac{78 \text{ 分法返還率}}{(残月数[36]) \times (残月数[36]) + 1} = 57\%$$

$$(分割払手数料) \times (100 - \text{一定費用率}\%) \times 57\%(\text{返還率}) = (\text{返還額})$$

動産総合保険について

立替払契約は、お客様がご希望し、これを当社が認めた場合には、契約期間中契約の対象になっている商品について、「動産総合保険」を付保することができます。但し事故により支払われる保険金は事故発生時点の残債務が限度額となります。
「動産総合保険」を付保した場合は、契約書特約事項欄に「動産総合保険付ローン契約」と表記します。

以下、この保険の内容、対象となる損害等についてご案内いたします。

★保険の対象となる商品

原則としてご使用中の物件すべてが保険の対象となります。但し、下記物件を除きます。

引受対象外となる物件

自動車、航空機、船舶、エネルギー関連機器の一部、コンテナ、不動産及びこれに準じるもの（エレベーター、ガスタンク等）、その他工具、消耗品、据付工事等の役務など

★保険期間

立替払契約が成立後、物件がお客様に引き渡された時から、立替払契約が終了する時まで。

保険金が支払われる主な損害

- ①火災
- ②落雷
- ③風水災
- ④破裂・爆発
- ⑤盗難



⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突（航空機の墜落、車両の飛び込み等）

⑦取扱い上の拙劣、又は過失 ⑧破損（いたずらを含む）など

（注）対象物件によっては保険金が支払われない場合があります。詳しくはシャープファイナンス（株）までお問合せください。

保険金が支払われない主な損害

- | | |
|---|---------------------------------|
| ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 | ⑦公共機関による差押え没収などによる損害 |
| ②戦争、暴動などの事態による損害 | ⑧契約書に規定する善管義務に違反して生じた損害 |
| ③保険の目的（保険の対象）の欠陥・自然の消耗・さび・かび・ねずみ食い・虫食いなどによる損害 | ⑨置き忘れ、紛失によって生じた損害 |
| ④核燃料物質などによる損害 | ⑩電気的・機械的事故による損害（機械内部に原因のある故障損害） |
| ⑤詐欺または横領によって生じた損害 | ⑪真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害など |
| ⑥情報（プログラム、ソフトウェア及びデータ）のみに生じた損害 | |

★損害事故が発生した場合

商品に損害事故が発生した場合は直ちに当社のお問合せ・ご相談窓口にご連絡ください。

「保険金の請求手続」は当社が行いますので、必要書類の作成にご協力ください。

注意

上記は概要を説明したものです。動産総合保険の内容はご契約内容によって異なります。

詳しい内容につきましては、シャープファイナンス（株）までお問合せください。